平成２２年（フ）第９３７号
静岡市葵区音羽町11番５号
債務者　古澤　武史（旧姓戸塚）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２号
北海道帯広市西14条北１丁目２番地
債務者　小林　正人
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第８０６号
静岡市葵区北2488番地　麻機羽高団地５―181号
債務者　鈴木　昭治
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０７号
静岡市葵区北2488番地　麻機羽高団地５―181号
債務者　鈴木すゑ子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９５号
静岡市葵区西千代田町12―22　エテルノ・ルッソ201、住民票上の住所静岡市葵区北安東５丁目45番16号
債務者　中村　壽秀
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９６号
静岡市葵区西千代田町12―22　エテルノ・ルッソ201、住民票上の住所静岡市葵区北安東５丁目45番16号
債務者　中村　まや
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６７号
静岡市駿河区敷地１丁目１番35―604号
債務者　佐藤　智之
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４１号
静岡県焼津市小土1317番地の１　ソニア西焼津Ａ101号室、旧住所静岡県焼津市柳新屋1317番地の１　ソニア西焼津Ａ101号室
債務者　小柳　空未
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６４号
静岡市葵区瀬名６丁目５番２―９号
債務者　児玉　信江
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８６号
静岡市駿河区桃園町９番17号　桃園ハイツ１Ｆ
債務者　原田　政行
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０９号
静岡県藤枝市下藪田319番地の126、住民票上の住所静岡市清水区草薙２丁目14番４号　コモエスタ草薙102
債務者　青木　亮介
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４６号
静岡市清水区三保1684番地の１、旧住所神奈川県鎌倉市笛田３丁目９番７号　苺テラスＡ―２
債務者　内田　　澄
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６７号
静岡市清水区梅が岡２番32号
債務者　内田　真一
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６９号
静岡市清水区梅が岡２番32号、前住所静岡市清水区月見町９番16―１号
債務者　内田　美希
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部